平成２４年（フ）第１７９２号
大阪市西成区梅南２丁目２番12号　花園タカラハイツ201号
債務者　松永　一馬
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７９４号
大阪府大阪市福島区福島５丁目６番50号
債務者　沖吉　和子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８０３号
大阪府大阪市西成区旭３丁目２番８号
債務者　仲榮眞盛行
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１５５号
神戸市兵庫区新開地１丁目３番18―901号
債務者　西住　　覺
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９７号
神戸市垂水区千代が丘２丁目５番７号　201号
債務者　沢辺　正次
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９号
兵庫県宍粟市山崎町加生27番地15
債務者　清水　敏夫
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１８６号
鳥取県鳥取市気高町下光元262番地
債務者　岡田　　剛
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３５号
鳥取県米子市夜見町3066番地43
債務者　若月　亜紀
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２３号
福岡県筑後市大字下北島1152番地６
債務者　田尻　継司
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第８７号
宮崎市天満１丁目５番27号　ペスカコート天満203号
債務者　稲見　良則
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０５号
宮崎県西都市大字三宅168番地１　県営住宅久保鶴団地６棟304号
債務者　石野　淳子（旧姓宇都宮）
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１号
石川県小松市小馬出町123番地　松本パークハウス21、従前の住所石川県金沢市伏見新町336番地
債務者　松本　武子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第４２号
鹿児島県肝属郡錦江町城元5451番地
債務者　木下　康幸
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
鹿児島県肝属郡錦江町城元5451番地
債務者　木下　京子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
松江市下東川津町666番地５　アルドーレＣ103号、前住所松江市川原町266番地18
債務者　堀江　信幸
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７号
松江市西忌部町149番地
債務者　恩田　正美
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８６号
富山県滑川市法花寺314番地１
債務者　澤田　春美
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３７号
熊本県上天草市大矢野町上345番地１
債務者　森　　百子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部